

盛岡市市税条例の一部改正について

第1 改正の趣旨

地方税法の一部改正が今国会で可決成立し、3月25日公布されたことに伴い、盛岡市市税条例の一部を改正し、年齢65歳以上の者に係る個人市民税の非課税限度額の見直しを行なうとともに、特定口座内保管上場株式等の無価値化損失が生じた際にこれを譲渡損とみなす特例措置を創設するほか、その他必要な所要の規定の整備を行なうものである。

第2 改正内容について

改 正 内 容					適用関係
1 個人市民税					平成18年度以後の年度分から
(1) 年齢65歳以上の非課税限度額の見直し (条例第27条第1項)					
	年齢要件	所得要件	均等割額	所得割額	
現 行	65歳以上	前年合計所得125万円以下	非課税	非課税	
改正後	同上の規定を廃止				
改正にかかる経過措置	65歳以上 (H17.1.1現在)	前年合計所得125万円以下で均等割・所得割が課税される場合	平成18年度分 1,000円 平成19年度分 2,000円	所得割額の3分の1 所得割額の3分の2	
(2) 特定管理株式に係る課税の特例 (新条例附則第24条の3)					
<p>特定口座で保管・管理されている上場株式等について、その発行会社の解散等に伴い、価値が失われ損失が生じた場合に、これを株式等の譲渡損失とみなす特例制度を創設する。</p>					
(3) その他必要な規定の整備					
<p>その他、法改正に伴い、市税条例の引用条項の項ずれ等の整備を行う。</p>					

第3 施行期日 平成18年1月1日

《参 考》

○ 個人市民税の定率減税の見直し (条例改正を伴わない地方税制上の改正)

	定率による税額控除の額	控除限度額
現 行	所得割額の15%相当額	4万円
改正後	所得割額の7.5%相当額	2万円

(平成18年6月徴収分から適用)